様式第5号(第3条関係)

公文書不存在通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

(実施機関名)　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおり請求に係る公文書が存在しないため、出雲市情報公開条例第12条第2項の規定により、公開しないことを決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 公開請求書に記入された公文書の件名又は内容 |  |
| 不存在の理由 | □　保存期間の経過により廃棄したもの□　作成していないため□　取得していないため□　その他 |
| 担当課 | 電話番号　　　　　内線　　　　　 |
| 〔教示〕1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、　　　　　に対して審査請求をすることができます。2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、　　　　を被告として（訴訟において　　　　を代表する者は　　　　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |